

調査の概要

1 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 調査の根拠法規

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」として、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施されています。

3 調査の期日

2019年（令和元年）6月1日現在で実施しました。

なお、平成29年工業統計調査において、調査期日を12月31日から翌年6月1日に変更したため、事業所数、従業者数については2019年（令和元年）6月1日現在、現金給与総額、製造品出荷額などの経理事項については2018年（平成30年）1月～12月の実績により調査しています。

4 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（第13回改訂）に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）です。2019年工業統計調査は、従業者4人以上の事業所を対象に実施しました。

5 調査の方法

工業統計調査員等が配布する調査票（従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、同4人以上29人以下の事業所については「工業調査票乙」）を用い、報告者の自計により調査を実施しています。

6 調査事項

- (1) 巻末の工業調査票甲及び乙のとおりです。
- (2) 平成29年調査から、統計間の整合性の確保や記入者負担の軽減を目的として、以下の調査について見直しを行いました。
 - ア 従業者数
「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）により策定された標準的な指針にそって変更。
 - イ 出荷額等に係る消費税の取扱い
従前の「税込みに統一した記入」による報告を「原則税込み記入」に変更するとともに、税込み・税抜きいずれに記入したかを明確にするための調査事項「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」を設置。
 - ウ 工業用地及び工業用水（工業調査票甲）……………一部廃止
 - エ 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額……………廃止
 - オ 常用労働者毎月末現在数の合計（工業調査票甲）……………廃止
 - カ リース契約による契約額及び支払額（工業調査票甲）……………廃止

利用上の注意

この報告書は、2019年（令和元年）6月1日現在で実施された総務省・経済産業省共管工業統計調査（基幹統計調査）の結果を市で独自に集計したものです。

ただし、調査期日現在において、操業準備中、操業開始後未出荷及び休業中の事業所については、集計から除外しています。各統計表は従業者4人以上の事業所について集計したものです。

1 産業分類について

統計表中の産業名（中分類），重化軽区分及び業態区分は，次のとおりです。

No.	産業名（略称）	産業名（正式名称）	重化軽区分	業態区分
09	食料	食料品製造業	軽工業	消費関連その他型
10	飲料	飲料・たばこ・飼料製造業		消費関連その他型
11	繊維	繊維工業		素材型
12	木材	木材・木製品製造業（家具を除く）		消費関連その他型
13	家具	家具・装備品製造業		素材型
14	紙製品	パルプ・紙・紙加工品製造業		消費関連その他型
15	印刷	印刷・同関連業	化学工業	素材型
16	化学	化学工業		素材型
17	石油	石油製品・石炭製品製造業	軽工業	消費関連その他型
18	プラスチック	プラスチック製品製造業（別掲を除く）		
19	ゴム	ゴム製品製造業		
20	なめし革	なめし革・同製品・毛皮製造業		
21	窯業	窯業・土石製品製造業		
22	鉄鋼	鉄鋼業		
23	非鉄	非鉄金属製造業	重工業	加工組立型
24	金属製品	金属製品製造業		
25	はん用機器	はん用機械器具製造業		
26	生産用機器	生産用機械器具製造業		
27	業務用機器	業務用機械器具製造業		
28	電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製造業		
29	電気機器	電気機械器具製造業		
30	情報機器	情報通信機械器具製造業		
31	輸送機	輸送用機械器具製造業		
32	その他	その他の製造業	軽工業	消費関連その他型

2 集計項目の説明

(1) 事業所数

調査日（平成29年・平成30年・2019年工業統計調査及び平成28年活動調査：調査年の6月1日，平成26年以前工業統計調査：調査年の12月31日，平成24年活動調査：調査年の2月1日。以下同じ。）現在の数です。一般的に工場，製作所，製造所あるいは加工所などと呼ばれるような，一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

(2) 従業者数

調査日現在の「個人業主及び無給家族従業者」，「有給役員」，「常用労働者」の合計です。

他の会社などの「別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）」及び「臨時雇用者」は従業者に含めません。

ア 「個人業主及び無給家族従業者」は業務に従事している個人業主とその家族のうち，無報酬で常時就業している者をいいます。したがって，実務に携わっていない事業主とその家族で手伝い程度の者は含まれません。

イ 「有給役員」は，取締役，理事などの役員で，給与の支払いを受けている者をいいます。

ウ 「常用労働者」は，次の(ア)～(ウ)のいずれかの従業者です。これを「正社員・正職員等」，「パート・アルバイト等」，「出向・派遣受入者」別に調査し集計しています。なお，「常用雇用者」は「正社員・正職員等」と「パート・アルバイト等」の合計です。

(ア) 期間を決めずに，又は1ヶ月以上の期間を定めて雇われている者。

(イ) 親会社からの出向従業者，人材派遣会社からの派遣従業者などは上記に準じて扱っています。

(ウ) 事業主の家族で実際に雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている者。

エ 「臨時雇用者」は、「常用労働者」以外の雇用者で、1ヶ月未満の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

(3) 現金給与総額

調査期間（平成29年・平成30年・2019年工業統計調査及び平成24年・平成28年活動調査：調査年の前年一年間、平成26年以前工業統計調査：調査年の一年間。以下同じ）に常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している者に対し、支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額等の合計です。

その他の給与額等とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に対する支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額等をいいます。

(4) 原材料使用額等

調査期間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関する外注費及び転売した商品の仕入額の合計で、消費税額を含みます。

ア 原材料使用額は、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油等も含まれます。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

イ 燃料使用額は、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入したガスの料金、自家発電用の燃料費などをいいます。

ウ 電力使用額は、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まれません。

エ 委託生産費は、原材料又は中間製品を他の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。

オ 製造等に関する外注費は、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいいます。

カ 転売した商品の仕入額は、調査期間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいいます。

(5) 製造品出荷額等

調査期間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他収入額（修理料収入等）の合計であり、消費税額等内国消費税額を含みます。なお、本市の統計表における製造品出荷額には、製造工程からでたくず及び廃物の出荷額を含みます。

ア 製造品の出荷とは、その事業所が所有する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の事業所に支給して製造させたものを含む）を、調査期間中にその事業所から出荷した場合をいいます。

また、次のものも製造品の出荷に含まれます。

(ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

(イ) 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

(ウ) 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、調査期間中に返品されたものを除く）

イ 加工賃収入額は、調査期間中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

ウ その他収入額は、「農業、林業収入」、「漁業収入」、「鉱業、採石業、砂利採取業収入」、「建設業収入」、「販売電力収入」、「ガス・熱供給・水道業収入」、「情報通信業収入」、「冷蔵保管料収入」、「運輸業、郵便業収入」（冷蔵保管料収入を除く）、「転売収入」（仕入商品販売収入）、「製造小売収入」、「金融・保険業収入」、「不動産業、物品貸業収入」、「学術研究、専門・技術サービス業収入」、「宿泊業、飲食サービス業収入」、「生活関連サービス業、娯楽業収入」、「教育、学習支援業収入」、「医療、福祉収入」、「修理料収入」及び「サービス業収入」の合計であり、消費税額を含みます。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額

事業所の所有に属するものを帳簿価格によって記入したものであり、消費税を含んだ額です。原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品も含まれます。

(7) 有形固定資産の額

調査期間における数値で、帳簿価格によります。

- ア 有形固定資産の取得額の区分は次のとおりです。
- (ア) 土地
 - (イ) 建物及び構築物（土木設備、建物付属設備を含む）
 - (ウ) 機械及び装置（附属設備を含む）
 - (エ) 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等
- イ 建設仮勘定の増加額は、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額は、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。
- ウ 有形固定資産の除却・売却額は、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額をいいます。

(8) 工業用地

敷地面積は、調査日現在において事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。

(9) 工業用水

工業用水とは、事業所内での生産のために使用される用水（従業員の飲料水、雑用水を含む）をいい、一日当たり用水量とは、調査期間に使用した工業用水の総量を調査期間の操業日数で割ったものをいいます。

- ア 公共水道は、県又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいいます。
- (ア) 工業用水道は、飲料に適さない工業用水を供給する水道から取水した水
 - (イ) 上水道は、一般水道のことで、飲料に適する水を供給する水道から取水した水
- イ 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいいます。
- ウ その他の淡水は、(ア) 公共水道、(イ) 井戸水及び回収水以外の淡水をいいます。例えば、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などです。

3 集計項目の算式

(1) 生産額

- ア 従業者30人以上
生産額 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額)
- イ 従業者29人以下
生産額 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額

(2) 付加価値額（粗付加価値額）

- ア 従業者30人以上
付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額) - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税 (*1) + 推計消費税額 (*2)) - 原材料使用額等 - 減価償却額
- イ 従業者29人以下
粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税 (*1) + 推計消費税額 (*2)) - 原材料使用額等

(*1) 平成29年調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」（消費税を除く内国消費税額）の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は出荷数量等から推計したものです。

(*2) 推計消費税額は平成13年調査より消費税の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除しています。

(3) 有形固定資産投資総額（従業者30人以上）

有形固定資産投資総額 = 有形固定資産取得額 + 建設仮勘定の増 - 建設仮勘定の減

(4) 単位当たりの従業者数、付加価値額及び現金給与総額の算式

$$\begin{aligned} \text{ア} \quad & 1 \text{ 事業所当たりの従業者数} = \frac{\text{従業者数}}{\text{事業所数}} \\ \text{イ} \quad & \text{従業者 1 人当たりの付加価値額} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{従業者数}} \\ \text{ウ} \quad & \text{常用労働者 1 人当たりの現金給与総額} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{常用労働者数} + \text{有給役員}} \end{aligned}$$

(5) 現金給与率、労働分配率及び付加価値率の算式

$$\begin{aligned} \text{ア} \quad & \text{現金給与率} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100 \\ \text{イ} \quad & \text{労働分配率} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{付加価値額}} \times 100 \\ \text{ウ} \quad & \text{付加価値率} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100 \end{aligned}$$

4 統計表中の記号について

統計表中の符号用法は、次のとおりです。

- 「—」・該当の数値がないものです。
- 「0」・端数四捨五入による単位未満のものです。
- 「△」・負数であることを示します。
- 「X」・1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れる恐れがあるため秘匿した箇所です。また、3以上の事業所に関する数値についても、1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する場合には「X」としました。

5 その他の注意事項

- (1) 統計表中の数値は、原則単位未満を四捨五入してあるため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。
- (2) 「平成23年」及び「平成27年」の数値は「経済センサス - 活動調査」の製造業に関する確報集計の数値です。活動調査の実施により同年の工業統計調査は中止されましたが、製造業について時系列比較をするために、活動調査の調査結果のうち、次の全てに該当する製造事業所について集計をしました。
 - ・従業者4人以上の事業所であること
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であることなお、「平成27年」の数値においては、事業所数、従業者数以外の結果については、個人経営調査票による調査分を含みません。
- (3) 本報告書は「2019年神奈川県工業統計調査結果報告」からの転載を含みます。
- (4) 本報告書の数値は、経済産業省から公表されるものと相違する場合があります。